

改正前	改正後
<p>1. 定義</p> <p><u>実質的に同じ内容の発表あるいは公表されたもの。公表とは全ての雑誌を対象とし二重発表に該当する。ただし、以下のものは除外する。</u></p> <p>1) 眼科系学会以外での発表</p> <p>2) <u>眼科専門医資格更新のための生涯教育基準（別表第二）</u>に定めた B-4（地域単位集談会、研究会、症例検討会等）での発表</p> <p>3) 特殊発表（シンポジウム、教育セミナー等）</p> <p>4) 国際学会で発表したもの</p> <p>5) <u>原則として演題締切日以降に公表されたもの</u></p>	<p>1. 定義</p> <p><u>過去の学会発表と実質的に同じ内容で日本眼科学会総会あるいは日本臨床眼科学会の一般演題で発表した場合、二重発表に該当する。ただし、過去の学会発表のうち、以下のものは除外する。</u></p> <p>1) 眼科系学会以外での発表</p> <p>2) <u>日本専門医機構専門医制度における専門医更新基準（眼科領域）の生涯教育事業に定めた B-4</u>（地域単位集談会、研究会、症例検討会等）での発表</p> <p>3) 特殊発表（シンポジウム、教育セミナー等）</p> <p>4) 国際学会（<u>日本で開催の場合は英語での発表に限る</u>）で発表したもの</p> <p>5) 【削除】</p>